

**生活環境影響調査書（案）についての専門家の
検証結果の写し**



標記報告書についてのコメントは、下記のとおりである。

1. 我が国の環境アセスメント制度(環境影響評価法)の目的について

環境影響評価法立案段階での中央環境審議会答申「今後の環境影響評価制度のあり方について」(1997年2月)によれば、制度の目的として次のように記述されている。「環境影響評価制度は、事業者自らが、その事業計画の熟度を高めていく過程において十分な環境情報のもとに適正に環境保全上の配慮を行なうように、関係機関や住民等、事業者以外のものの関与を求めつつ、事業に関する環境影響について調査・予測・評価を行う手続きを定めるとともに、これらの結果を当該事業の許認可等の意思決定に適切に反映させることを目的とする制度である。」

前段部分は、事業者のセルフコントロールによる環境配慮のための情報交換手続き、事業実施に対する関係者間の合意形成のための情報交流のツールとしての性格を説明したものである。これは、連邦政府の意思決定に際して環境配慮の行政手続を定めたアメリカの国家環境政策法の影響を強く受けたものといわれている。ところが、我が国の環境アセスメント制度はこれのみではなく、後段で述べられている許認可等への反映という要素が加えられている。つまり、我が国の環境アセスメント制度の目的は、事業者が中心になって進めるセルフコントロールの手続きと、担当官庁が行う許認可等への反映という二つの要素から成り立っていると考えることが出来る。この許認可等への反映は、担当官庁の恣意的な判断によるものではなく、制度の目的に照らして合理的で透明性の高い判断基準が求められることはいうまでもないが、現実には、基本的事項、技術指針といった環境アセスメントの実施に関するガイドラインで間接的に示されていると理解できよう。

2. 廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査について

廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置手続きにおいても、ほぼ同様の仕組みが設定されている。つまり、事業者は、計画段階で生活環境影響調査を実施し、この過程で地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討して施設計画を作り上げていくことが求められている。この結果は、「生活環境影響調査書」として取りまとめられ、施設設置の許可申請書に添付されることとなっている。これをうけて、知事はこれらの文書を告示・縦覧し、関係市民からの意見を聴取するとともに、関係市町村長、専門知識を有する者の意見も併せて聴取したうえで審査し、許可を出すようになっている。

さらにはこれを補完する形で、廃棄物処理施設設置に関して関係者の円滑な合意形成を促すために、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」が制定されている。この制度では、事業者が廃棄物処理法に基づく許可申請を知事に提出する前に、事業計画書を作成し、広告・縦覧を行い、説明会を開き、関係住民の理解を得よう努めることとされている。この際、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果を「生活環境影響調査結果書」としてまとめ添付することが義務付けられている。従って、本

調査書（案）は、まずは、この「生活環境影響調査結果書」として使用されることとなる。

3. 当該調査書（案）について

以上、本調査書の位置づけ、性格等を整理し、明らかにしてきたが、これらを総合すると、本調査書に求められているものとしては、

- ①事業者が、計画段階において、周辺環境に及ぼす影響を調査・予測・評価し、環境保全措置を検討したうえで、生活環境に配慮した事業計画を作り上げたものであること。
 - ②関係住民との間の合意形成を図るためのコミュニケーションが円滑に行われるような内容となっていること。
 - ③知事が審査し、許可の適否の判断を下す際に必要となる情報が記載されていること。
 - ④知事の審査に際して、市民、市町村長、専門家の意見を聴取することとなっていることから、この過程での情報交換が円滑に行われるような内容となっていること。
- などが考えられる。

このような視点を念頭に本報告書を見たときに、総体としては以下のように評価することができる。

- ・報告書の構成、内容は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）及び「廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針」（鳥取県）に沿ったものである。
- ・採用された調査・予測・評価の方法は、両指針に従っている。
- ・調査・予測・評価の結果については、本来、科学的、物理数学的にすべてが正確に明らかにされるようなものではなく、当然ながら科学的不確実性を含むものではあるが、他の一般的な環境アセスメントの場合と比較するとほぼ同様のものといえる。
- ・各調査項目の環境保全措置については、他の一般的な生活環境影響調査と比べてほぼ同程度のものであり、一定の水準は確保されていると言える。
- ・したがって、全般的には、事業者のセルフコントロールによる生活環境への配慮という本調査書の作成目的には合致しているものと考えられる。
- ・また、本報告書による情報提供によって、関係者（市民、市町村長、専門家）とのコミュニケーション、知事の審査のプロセスへとつなげていくことができるものと考えられる。

平成 25 年 11 月 21 日

財団法人 鳥取県環境管理事業センター殿

福岡大学大学院工学研究科

教授 樋口壯太郎



(仮称) 淀江産業廃棄物最終処分場の設置に係る生活環境影響調査書(案)に対する意見

10 月 16 日に依頼のありました表記、(仮称) 淀江産業廃棄物最終処分場の設置に係る生活環境影響調査書(案)(以下、調査書と略称)に対します意見書の件、拝読させていただきました。その結果につきまして下記のように報告いたします。

記

調査書は廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査として調査項目、予測および評価内容については概ね適正に実施されています。

ただし下記 3 点につきましては意見として申し述べますので御検討下さい

- (1) 水質予測評価の T-N について、T-N 1.0mg/L は基準ではなく旧農林省構造改善局の当時の要望値です。(現在でも要望値で法的拘束力を持った値ではありません。)このため窒素濃度 T-N 1.0 mg/L を環境保全目標値に設定することは良いと思いますが、既に現況水質が T-N 1.0mg/L を上回っていることから、環境保全のための措置として、施肥量調整等、各県の農業試験所等で指導する値や方法を参考として示し、かつ総合評価にもその旨、記載することが望ましいと考えます。例えば水稻に影響の出ない濃度として東京都農試の T-N 1~3mg/L(地球出版、農業と公害、p134、(1969))、愛知県農試のアンモニア態窒素 2mg/L 以下(愛知県、農作物の施肥基準、p22 (2011))等の指導値がありますので参考にしてください。
- (2) 施設計画の概要説明が不十分で施設内容がよく判らないので説明図等の追加が必要と思います。
- (3) 廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査では工事中的影響については調査対象となっておりません。しかし管理型産業廃棄物最終処分場の特性から工事中的の造成に伴う濁水と建設騒音については事業計画書へ環境保全措置を記載するなど一定の配慮が望ましいと考えます。

以上

淀江産業廃棄物最終処分場計画における
「生活環境影響調査書(案)」の鑑定書

2013年11月15日

岡山大学大学院環境生命科学研究科

西垣 誠 

1. はじめに

事業計画地は大山南麓に位置する。大山は伯備と言われるように伯耆、備中、備前、備後の4つ国の守り神として神代の昔から尊ばれてきた霊峰である。また、その麓には日本名水100選に掲載される「天の真名井、壺瓶山の湧水（淀江トンネル西坑口）、本宮の泉」などの良質な水源が有名である。このような自然を拝した地域に産業廃棄物最終処分場を建設することは自然環境に負荷を与える可能性があり、このような事業を遂行するには、真摯な姿勢で取り組む覚悟が望まれる。事業計画地は米子市の一般廃棄物処分場の隣接地である。この一般廃棄物処分場は平成5年から稼働し、これまで安定的な運営を行っている。これは安全を評価する上で重要な要素である。このような場所に産業廃棄物最終処分場を設置するには、一般廃棄物処分場と一体で法的に遵守しなければならない安全対策はもちろん、国内で最先端をゆくような安全対策施設を導入しなければならない。因みに、現在稼働中の一般廃棄物処分場の主要な構造は二重の遮水シート、ベントナイト混合土で浸出液の漏洩を防止し、上下流に観測井戸を配置してモニタリングを行っている。今回の産業廃棄物最終処分場はこの安全対策とほぼ同様であるが、さらに図-1のように漏洩検知システムを導入するなどの工夫がなされている。

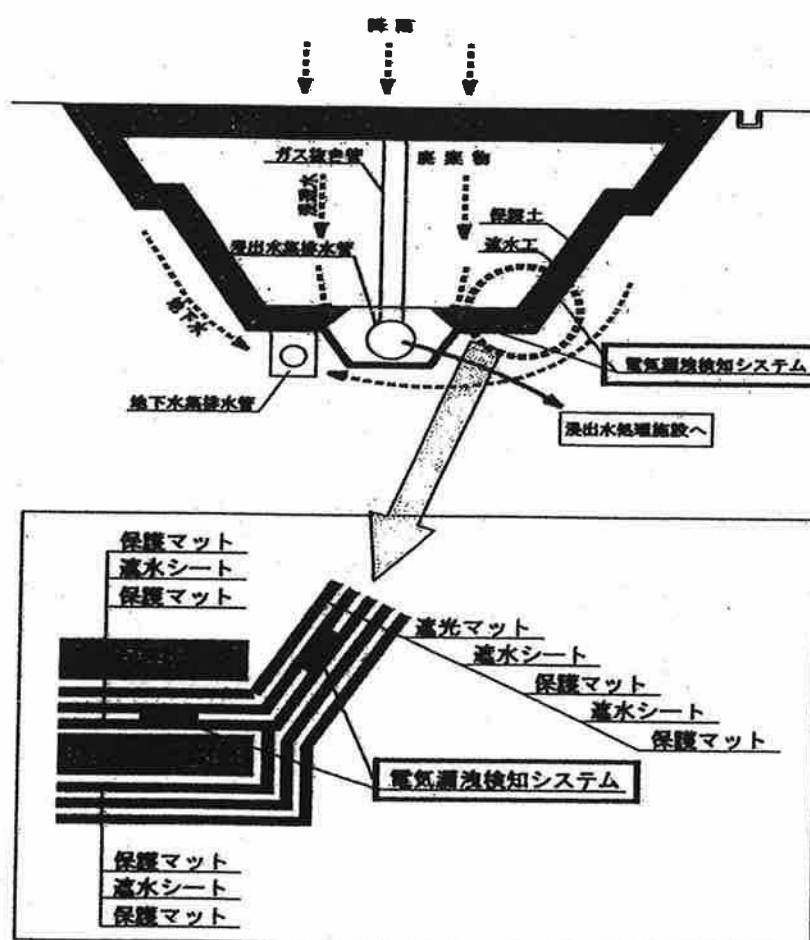


図-1 産業廃棄物処分場の汚染水の漏洩安全対策概要

上記の背景を前提として、生活環境影響調査書(案)に掲載された「地下水調査および解析」に主点を置いて鑑定を行った。鑑定に用いた資料は「生活環境影響調査書(案)」、「淀江産業廃棄物最終処分場に伴う地下水および地質調査報告書」であり、後段の小項目における鑑定参考図は後者の資料に添付された図表名で表示した。

2. 資料の要点

鑑定する事項は「現況調査、予測、安全対策」の3点であり、小項目にも注目した。

(1) 現況調査で表現されている内容

- (a) 事業計画地の位置する地形の成り立ち(参考: 図 5.1.1、図 6.3.1-5)
- (b) 事業計画地を構成する地質構造(参考: 図 5.1.2~5.1.6、6 章 6-2 項)
- (c) 事業計画地を流れる地下水の特徴(参考: 6 章 6-3 項)

(2) 地下水の流れの予測方法

- (a) 二次元浸透流解析(参考: 6 章 6-3 項 6.3.2 節、図 6.3.2-9~6.3.2-11)
- (b) 三次元浸透流解析(参考: 6 章 6-3 項 6.3.3 節、図 6.3.3-9~6.3.3-10)

(3) 安全対策

- (a) 地下水観測井戸の設置(参考: 7 章、図 7.1~7.3)
- (b) 処分場の構造(二重の遮水シート、ベントナイト混合土)

鑑定資料: 「生活環境影響調査書(案)」

(c) 周辺河川の定期的な水質のモニタリング

鑑定資料: 「生活環境影響調査書(案)」

3. 鑑定結果

「生活環境影響調査書(案)」の地下水については、総じて細かい点まで分析ができており、影響評価を二次元や三次元の数値解析(浸透流解析)を用いての検討が試みられている。このように、安全な処分場を建設しようとする姿勢が評価できる。

- (1) 事業計画地を空中写真を利用することで鳥瞰的な判読方法から大山南麓の火砕流を削剥する溪流の特徴を明らかにしている点は評価できる。
- (2) 現況調査(地表地質踏査、ボーリング調査、現場透水試験、孔内流向流速測定、室内土質試験、孔内水位観測)は事業計画地内にとどまっている。事業計画地内での調査密度は目的を達成している。一方、事業計画地から離れたところは、既往の文献や過去の観測井戸の情報に基づいて検討されている。この考え方は限られた制約条件下で実施されたものであり、それは妥当であると評価できる。
- (3) 地質構造の分析の方法は地質図学を採用したもので、地質学的な処理方法に問題ない。
- (4) 大山火砕流堆積物を4層に区分し、それぞれの透水係数の推定方法は、孔内流向流速測定結果を主軸にして、「粒度試験からの推定式、室内透水試験」で補っている。これらのデータをベースにして全体の浸透流解析を実施している。このような広域の地下水

挙動の解析は一般に用いられている方法であると評価できる。

- (5) これらの評価の結果を総合すると、色々な制約条件がある中での地下水調査を実施し、それらの結果より、将来の地下水の挙動の予測を高度な評価手法である 3 次元で実施していることは、高く評価できる。また、処分場の汚染水の漏洩対策も十分に検討されていると評価できる。

4. 結論

本準備書に対しての鑑定結果を上記に示した。ここで評価した結果に従って、処分地区の住民の方々のより一層の理解を得るために、処分場建設時、処分事業の遂行期、処分終了後のモニタリング期等においては、常に住民の安全を考え、事業に対して住民の方々に安心感を持ってもらうために、最前の策を柔軟に適用できる体制を構築して、実行することを期待する。